

## 總動員處分と行政救済

購師 國家總動員法第十九條に基て發布された勅令價格等統制令に依り行政官廳の指定した公定價格を超えて爲す賣買契約が無効であることは、前の演習に於て明となつたが、それは常にさう判断すべきものですか。

受講者 そう判断し得ない場合もあります。支拂者又は受領者が、公定價格の額を超えて契約することについて、行政官廳の許可を受くる場合があります。其の場合には公定價格を超えて爲されたる契約は勿論有効であります。

購師 なるほど。前の演習の時に出た價格等統制令第七條第一項但書の場合のことですな。君の結論は正しいが、もう少し詳しく説明して下さい。

受講者 公定價格を超えて爲された契約は、國家總動員法制が之を爲さしめない、と定めてゐるの故に、之を爲しても効果を生じないのですが、今行政官廳が其の契約を爲す

ことについて許可を與へて、之を爲すことを得るものとしたのですから、効果を生ずるのであります。

購師 よろしい。所で、其の許可は契約所定の價格等の支拂者又は受領者の何れか一方が申請して之を受ければよいのですが、之を申請して許可せられない場合に、其の申請者が不服であるとき、訴願なり行政訴訟なり何か行政救済の手段を取ることが出来ま

るか。

受講者 わかりません。

購師 出来ないので。併し、其の價格等統制令が、右の場合に行政救済の手段を取

ることは出来ない、と規定してゐますか。こゝにある法文を見て考へて御覽なさい。

受講者 何とも規定してゐません。出来ないとも出来るとも。

購師 さうです。併し出来ると規定してゐなければ出来ない、のです。君にそんなこと

とがわからぬ筈はない。

受講者 わかりました。訴願でも行政訴訟でも、之を提起し得る事件は法律に依り限定

されてゐまして、其の事件以外の事件については、法律勅令に之を提起し得ることを定

總動員處分と行政救済

めたる場合に限り、之を提起し得るのであります。其の法律は訴願法及び「行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件」であります。

講師　そうです。

講師　今問題とした價格等統制令の場合のみに限らず、國家總動員法に基いて發布された種々の勅令に依り爲される種々の行政處分についても、行政救済のことが問題として考えられるのです。だから、今研究の便宜上かかる行政處分を國家總動員上の行政處分といい、更に略して總動員處分とゆうとせば、一般に總動員處分に對する行政救済とゆうことが問題となるのです。

受講者　さうゆう一般問題としますれば、如何なる考え方をすればよいのでありますか。

講師　一般に、國家總動員法に基て發せられた勅令に依る行政處分に對し、行政救済の有無については、先づ着目すべき法規がありますか。君が前に述べた訴願法及び「行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件」の二法律は別です。

受講者　……………

講師　國家總動員法に基く勅令に依る處分の場合ですよ。

受講者　わかりました。國家總動員法そのものを先づ考えなくてはなりません。

講師　其の通りです。併し何故ですか。問題たる處分は國家總動員法に依る處分ではなく、個々の勅令に依る處分ではないのですか。

受講者　併し、其の處分は先刻お話の國家總動員上の處分略して總動員處分とゆうものであります。

講師　そんなことをゆうては困る。それは、ただ、國家總動員法に基く勅令に依る處分であつて、それが國家總動員上の必要の爲に爲さるるものである、とゆうことを示す言葉に過ぎないのです。そのことはよろしいとして、しばらく轉じておたすねするが、一體、國家總動員上必要な行政處分に關して、國家總動員法が直接に規定するものがありますか。

受講者　……………

講師　國家總動員法上必要な處分は、直接に國家總動員法に依り爲されるものは殆どなく、同法に基て發せられる勅令に依り爲されるものです。總動員物資の生産修理を

總動員處分と行政救済

業とする者や試験研究機関の管理者に對して、試験研究を命ずることの如き、直接に同法に基て爲さるる處分は稀です。併し、これ等勅令に依り爲さるる處分に關係ある事項の或ものについては、國家總動員法が直接に規定を設けている、君知つていますか。

受講者

講師 國家總動員法には何か處罰規定はありませんか。

受講者 あります。國家總動員法は、同法の個々の條項に依り命ぜられたる所に違反する者に對して、一定の處罰を科することと定めています。

講師 それは、つまり、國家總動員法に基いて發せられた勅令に依り爲さるる行政處分に關係ある事項を、同法が直接に規定するのでしょうか。

受講者

受講者 そうであります。處分そのものことは個々の勅令が規定するのでありますが、その處分に従わざる者の處罰のことは、其の處分を定むる個々の勅令が規定しないで、國家總動員法が規定するのであります。處分そのものことは、國家總動員法が規定しないで勅令の規定に依る、とゆう立場ですが、右の處罰のことは、同法が規定する、とゆう立場であります。

講師 そうです。其の見方は、其の處分に對する行政救済のことについては、爲されませんか。別に研究して見ましょう。

講師 國家總動員法が、總動員處分のことには直接に規定しないで、個々の勅令に依ることとしながら、個々の勅令に依る處分に違反する場合の處罰のことを直接に規定するのは、理由がなくてはならぬが、君はどう考えますか。

受講者 國家總動員法が總動員處分の規定を勅令に委任した以上、同法が、直接に、其の處分の内容が如何なるものであるか、を定むることは出来ませんが、併し、其の處分に違反したる場合、之を處罰することや、其の處罰の種別を爲すことや、個々の處分を定むる個々の勅令に依らずとも、同法が、直接に、定むる事が出来ます。

講師 其の説明はよろしい。それが出来るどころではなく、同法が直接に定むるのがよいのです。國家は、國家總動員法に基く個々の勅令に依る處分に違反する場合に處罰するや否やとゆう點については、原理的には一般に考へ得るのであるから、之について、少くとも原理的には、國家總動員法自身に於て規定することが適當であるのです。

受講者　それで、個々の勅令に依る處分に違反する場合の處罰のことは、其の處分を規定する勅令が規定しないで、國家總動員法が規定している、の理由がわかりました。

講師　總動員處分に対する行政救済のことはどうですか。

受講者　國家總動員法には何の規定もありません。

講師　何の規定もないとゆうことからして、何か國家の趣旨を知ることが出来ますか。受講者　……………

講師　最初に君の述べた所を思い出して御覽なさい。行政處分に対して訴訟や行政訴訟やを提起することは、訴訟法や「行政處ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件」に示した事件に限るので、其の以外には、別段の規程あるものについてのみ之を提起し得るのであると、述べたでしょう。

受講者　わかりました。申します。そういう法律があるにも拘らず、國家總動員法が、同法に基く勅令に依る行政處分に対して行政救済を爲し得ることを規定しないのですから、國家は、今日では、一般に、國家總動員の事件については行政救済を爲さめしない、とゆうことを希望している、と考えます。

講師

國家が行政救済を爲さしむることを希望するならば、同法が、「本法又ハ本法ニ基キ發セラレタル命令ニ依ル行政處分ニ對シテ訴訟ヲ提起シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」とでも規定したでしょう。

受講者

國家總動員法に基く勅令に依る行政處分一般に対する行政救済のことはわかりました。併し、其勅令の中の或勅令に依り行政處分の爲さるとき、それが、訴訟法や「行政處ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件」の適用の結果、行政救済を認められる場合である、とゆうことはありませんでしょうか。

講師

よい質問です。それはないとは云えない。營業免許の拒否又は取消に關する事業に對しては、訴訟・行政訴訟を提起出来ることは君も知つて居るでしょうが、總動員處分として行わるる許可の拒否や許可の取消について、右の營業免許の拒否や營業免許の取消ではないか、とゆう問題が考えられます。之にも及ぶつもりであつたが、意外に長くなつたから、別の機會に譲ります。

## 國家に依る私法人機關の選任

講師 國務大臣は如何にして選任されますか。

受講者 天皇が任命したものであります。わかりきつたことです。

講師 そうですか。衆議院議員は。

受講者 國民が選舉します。それもわかりきつたことです。

講師 そうゆうことを國家とゆう團體の行動として考えると、何とゆうたらよいのですか。

受講者 ……………

講師 わかりきつていないですか。一寸君の言葉を借りるのだが。

受講者 國家が自分で自分の機關を選任する、と申してはいけませんまいか。

講師 よろしい。大によろしい。國家が他人に依て自分の機關を選任される、とゆう

ことがありますか。

受講者 ……………

講師 それは實は少しむづかしい問題で、いろいろの點から考えなくてはならぬが、次のことだけゆつて置きましょう。國家が他人に依り自分の機關を選任される、とゆうこと其のことが國家の意思に基いて定まる、とゆうことが少くとも必要です。今日研究するのは國家自身の機關のことではなく、他の團體の機關のことです。ただ、最初に、團體が自分で自分の機關を選任する、とゆうことの觀念を明にしたいと思ひ、わかりやすい國家を借りて説いたに過ぎない。本題に入りましょう。例えば株式會社たる三菱銀行、三井銀行、住友銀行などの頭取、取締役は何人が選任しますか。

受講者 それ等の銀行自身が、法律及び定款所定の手續を経て、株主總會に於て選任します。

講師 總ての銀行の首腦機關は、皆同様、銀行自身が株主總會に於て選任するので

か。 受講者 そうと思ひます。

國家に依る私法人機關の選任

講師 日本銀行、日本興業銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、臺灣銀行、横濱正金銀行なども同じですか。

受講者 同じと考えます。株式会社として設立されているものでありますから。

講師 此等の銀行も皆、他の銀行と同じく、それぞれ獨立した法人だから、自分で自分の機關を選任するとうう君の考えらしい。しばらくそうとして置こう。

講師 法制の規定を見ないで考えたら、一應君の考が尤もだ、同じく株式会社だから併し事實は違う。ここに於る關係制度を見て御覽なさい。

受講者 日本銀行の總裁・副總裁・理事・參與理事、日本興業銀行の總裁・副總裁・理事、日本勸業銀行の總裁・副總裁・理事、朝鮮銀行の總裁・副總裁・理事、朝鮮殖産銀行の頭取・副頭取・理事、臺灣銀行の頭取・副頭取・理事等は、國家が選任します。選任の手續は會社一様とは云えませぬが、國家が選任するといふ點は同じです。横濱正金銀行頭取・取締役互選に係る副頭取・理事は銀行自身で選任し、國家の認可を受くることとなつています。

講師 それでは君の先刻述べた所とちこうでしょう。

受講者 此等の諸銀行では、其の首腦機關を自分で選任しないで、國家が之を選任する、とゆうことを初めて知りました。それでも矢張株式会社として私法人でありますか。

講師 私法人たることに於て他の銀行と變りはありません。

受講者 銀行の側の意思は何等關係しないのでありますか。

講師 よい點に氣がついた、それはいろいろです。今見た法制の規定を更によく見て、君から述べて御覽なさい。

受講者 銀行の株主總會に於て選舉した者に就て、國家が任命するものもあります。日本銀行の理事・參與理事、日本興業銀行の理事、日本勸業銀行の理事、朝鮮銀行の理事、朝鮮殖産銀行の理事、臺灣銀行の理事の如きはそれです。併し、日本銀行の總裁・副總裁、日本興業銀行の總裁・副總裁、日本勸業銀行の總裁・副總裁、朝鮮銀行の總裁・副總裁、朝鮮殖産銀行の頭取・副頭取、臺灣銀行の頭取・副頭取の如きは、國家が任命します。前者の理事と稱せられてゐる者は、いは、候補者を銀行自身が選定して、國家が之を任命し、後者の總裁・頭取など稱せられている者は、國家が候補者を選定して之を

任命する、と申してよいと考えます。

講師 其の通りです。

受講者 そうしますと、それ等の者は國家の事務を行うのであつて、銀行の事務を行うのでない、と云わねばならないようであります。

講師 併し、例えば日本銀行條例第十七條には、「日本銀行ハ總裁一人副總裁一人理事五人ヲ以テ綜理スル者トス」とあり、日本興業銀行法第六條には、「總裁ハ日本興業銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス」とあり、日本勸業銀行法第六條には、「總裁ハ日本勸業銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス（第一項）副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本勸業銀行ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス（第三項）」とあり、此等の者の行う事務が銀行の事務であることは明です。國家の事務を行うのでは決してない。

受講者 國家の任命に依る者ですから、銀行の機關とゆうよりも國家の機關であつて、其の人は事實上は官吏ではないか、と先刻考えましたが、そうでないことはわかりました。併し、私法人たる團體の機關を國家が選任するといふことは無理ではありませんまいか。

講師 法理上少しも差支ない。

受講者 法理觀念上差支ないとしても、實用觀念上普通でないと思ひます。

講師 普通でないから、總ての私法人についてそうするのではなく、特殊の私法人のみについてするので。特別の必要を認めて。

受講者 そうでしたら、何故に銀行に限つてそうするのでありますか。

講師 銀行に限る、と誰が云いましたか。今ただ例を銀行に取つたのです。外にもある。君等の就職口として行きたがつてゐる會社に、何か同様のものがありますか。

受講者 南滿洲鐵道株式會社などはそれらしく感じます。

講師 そうです。其の總裁・副總裁・理事は政府が命ずるので、而も總裁・副總裁は勅裁を経て命ずるので。東洋拓殖株式會社の總裁・副總裁・理事もそうです。これ等は前からある會社だが、近年になつて出來たもので知りませんか。昨今何かとゆうと問題にされる會社はありますか。

受講者 日本發送電株式會社はどうでありませうか。

講師 それではそれです。其の總裁・副總裁は滿鐵と同じく勅裁を経て政府之を命じ、

國家に依る私法人機關の選任

理事は株主總會の選舉したる候補者の中より政府が之を命ずるのです。北支那開發株式會社の總裁・副總裁も同様です。其の理事は株主總會が選任して政府の認可を受けるのです。これで、銀行と云わず、凡そ私法人の機關が國家に依り選任される場合の少くないことや、近年はそういう場合が益々多くなる傾向であることがわかつたでしょう。

講師　ところで、そういうことをする、前述べた、特別の必要とはどんなことでしょうか。

受講者　わかりません。

講師　そうすぐ投げ出さないで、そういうことをされる會社の種類はどんなものか、よくちつと見つめて見て御覽なさい。

受講者　これ等の會社を國家が監督するのであります。

講師　單純な廣い意味で監督と云えば、國家は總ての會社をそれぞれの機關に依り監督してゐるのです。會社のみならず、個人に對しても同じです。監督としても、そういう方法の監督を受けることより觀て、會社の國家に對する地位に、何か特異のものがあ

りませんか。

受講者　……………

講師　國家に對する關係より觀て、活動體としての性格について考えて御覽なさい。

受講者　國家に對して完全なる獨立性を有していないと考えます。

講師　もつと詳しく述べて見たまえ。

受講者　會社は、其の首腦機關を國家に依て選任されるから、獨立を缺くのであります。

講師　それは、其の機關が、選任された後、會社の業務を行う個々の場合に、國家の監督を受けなくてはならぬとゆうの意味ですか。

受講者　そうではありません。

講師　併し、其の機關は國家より任命されたのですから、個々の行爲を爲す場合、國家の意思に従うべきではありませんか。

受講者　そういうことはありません。國家に依り任命されるとゆうことは、其自身では、任命されたる者が、個々の行爲について、國家の意見に従うべきや否や、とゆうことは別のことであります。

國家に依る私法人機關の選任

講師 それは大に明確な論法だ。併しそれなら、会社が、國家に依り其の首腦機關を任命される、とゆうことを指して、先刻君の述べた如く、國家に依り監督されてゐる、とは云われないではないですか。

受講者 まちがつていたでしょうか。

講師 そうすぐ迷はないで、落ついて考えて見たまえ。

受講者 わかりました。会社を、個々の行爲を爲す場合のみから見ないで、継続的の活動體として見るのであります。

講師 それで。

受講者 会社が其の首腦機關を國家に依り選任されるものである、とゆうことは、右の継続的の活動體として見るときは、國家の監督を受けているものに外なりません。個々の行爲の監督よりも一層強い意味の監督であります。

講師 大によろしい。そうすると、個々の行爲の監督はそれとは別のことですか。

受講者 そうであります。会社の機關が國家に依り任命されると申しても、其の故に、其の機關の個々の行爲が國家の意思に従うべきだ、とは申されません。

講師 それもよろしい。然らば全く監督を受けませんか。

受講者 受けます。併し、それは、会社や個人が、一般に、其の業務について、當該の國家機關の監督を受ける、とゆう意味のものであります。

講師 頗るよろしい。ところで、國家は、何故に、特殊の私法人に對して、前の如き一層強い監督を爲すのですか。

受講者 それは、其の私法人の業務の經營の狀況如何が國家の利害に重大の關係を有しているからであります。

講師 だから、個々の場合の監督のみでなく、國家が、其の私法人の機關として適當と認むる者を選任するとゆう作用を爲して、継続的の活動體に對するものとしての監督を爲すのですな。よろしい。

## 國家總動員上の工場管理

講師 君の工場ではどんな物を製造していますか。

受講者 細かく申すことは許されませんが、つまり軍用物資とゆうべき物であります。それですから、政府の命令があれば其の物品を製造しなくてはなりません。生産の數量・期限なども政府から指定されます。

講師 勿論そうでしょう。それはどうゆう法律關係のものか知っていますか。

受講者 法律關係のことは知りませんが、とにかく事實そうなつています。併し、法律關係としても知つて置くべきものだ、私はかねて考えています。

講師 頗るよい考えだ。今日少し研究して見たまえ。一體、如何なる根據に依て、政府は、君に對して、そんな命令や指定やを爲し得るのですか。

受講者 國家總動員の爲に、私の工場が政府に依て管理されているのだ、と聞いていま

す。それ以上のことは知りません。

講師 國家總動員法とゆう法律のあることは君も知つていられるでしょうが、同法第十三條第一項に、「政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場を管理スル」ことを得るのです。

受講者 そうゆう工場なのでありますか、私の工場が。

講師 勿論です。君の先刻の話に依れば君の工場は軍用物資を製造する、とゆうが、軍用物資は國家總動員法第二條に所謂總動員物資です。そして、總動員物資の生産・修理・配給・輸出・輸入又は保管に關する業務は國家總動員法第三條に所謂總動員業務だから君の事業は總動員業務であり、君の工場は總動員業務たる事業に屬する工場でしょう。だから、國家總動員法第十三條第一項に依り、政府は君の工場を管理することが出来るのです。併し、國家總動員法に依り當然に管理されているのではなく、政府が一定の手續を以て管理關係を設定したのです。其のことは、國家總動員法第十三條第一項に基いて發せられた、工場事業場管理令なる勅令が定めています。

受講者 海軍大臣から管理令書とゆうものの送達がありました。

講 師　それが、政府が、君の工場を管理すると定めた、文書に依る意思表示を爲したもので、其の管理令書の送達の時より管理されているのです。尤も、管理令書に別段の時より管理する、と定めてあるときはそれに依ります。此のことは工場事業場管理令第三條が定めています。

講 師　政府の管理に係る工場の事業主は、法上特別の地位を有するのだが、君は、當初から、よく知らぬ、と述べているから、こちらが主となつて明にして行きます。先ず、其の事業主は特別の義務を有します。其の義務に、法上當然存するものと政府の特別の行爲に因て生ずるものと、二種ある。前のものについて何か説き得ませんか。前に示した工場事業場管理令を見てよろしい。

受講者

………

講 師　時間がかかるから私が云う。第一に、事業主は其の工場の經營を、主務大臣の許可を受けずしては、廢止又は休止するを得ない。第二に、事業主は其の工場に於ける總動員物資の生産又は修理に關して、其の工場の業務に付主務大臣の指揮監督に従うを

要する。第三に、事業主は主務大臣が、其の工場の業務、財産の状況に關し報告を徴したる時、主務大臣が當該官吏をして、其の工場又は事業主の事務所、倉庫其他の場所に臨検して業務の状況、帳簿書類其他の物件を検査せしむるときは、之に従うことを要する。以上は勅令工場事業場管理令の規定する所です。

受講者　其の上、私の工場のことを申しますれば、工場の設備の變更や従業者の雇入解雇やを爲すに當り海軍大臣の許可を受けなくてはならぬことがあります。どうゆうわけですか。

講 師　そうですね。陸軍海軍關係の工場については、別に陸海軍省令の陸海軍工場事業場管理施行規則とゆう法があつて、其の第一條に、工場の移轉・擴張・縮小や、機械器具其の他の設備の變更・讓渡・移動や、従業者の雇入・解雇が、工場の生産又は修理の能力に著しき影響を及ぼすものなるときは、陸軍大臣又は海軍大臣の許可を受くることと定めてある。其の許可を受けずして右の行爲を爲し得ない、とゆうのも一の法上の義務です。陸海軍關係でなく、商工大臣の管理に係る工場については、工場事業場管理令施行規則とゆう商工省令があつて、設備の新設、増設又は變更の計畫、操業計畫、

原料及び材料、勞力並に動力の取扱計畫、原料及び材料の輸送及び貯藏の計畫、生産品の種類別の生産・販賣・輸送及び貯藏の計畫を變更せんとするときは、豫め商工大臣に届出することを要し、又、設備の新設・増設又は變更、其の他工場の總動員物資の生産又は修理の能力に重要な影響を及ぼすべき事項については、豫め工場の監理官の承認を受くるを要することと定められている。此等のことも事業主が法上當然有する義務です。受購者 先刻御話の、主務大臣が指揮監督し、當該官吏をして種々の行爲を爲さしむる、とゆうことはどんな法律關係となるのでありますか。

講師 よい質問だ。恰も其のことを説明すべき場合に立ち到つて居るのです。其の個個の行爲が、事業主に一定の態度を指定するのであつて、行政處分です。之に依り事業主の義務が成立するのです。

受購者 事業主の義務のことはわかりました。其の権利はいかがですか。

講師 それはわかり易いことで、君も知つて居る筈です。政府の管理に因り事業主に損失を生ずることがありませう。事業主は黙して居るの外はないですか。

受購者 わかりました。事業主は損失を補償されます、國家總動員法第二十七條が定め

ています。事業主の権利であります。

講師 そうです。

講師 政府の管理に係る工場の事業主と政府との間に、法律關係に關する疑義を生じた場合に、民事裁判に依りて之を決することが出来ますか。

受購者 それは出来ません。此の場合、兩者の關係は公法關係であり、公法上の權利・義務の關係でありますから。

講師 其の事業主は生産した物を政府に納入するのですが、其の代價支拂のことについて、民事裁判は存し得ないですか。公法關係だから。

受購者 ……………

講師 此の場合、政府と其の事業主との關係とゆうも、二種のを區別しなくてはならぬのです。政府が工場を管理するとゆう關係と、政府が、事業主の其の工場に於て製造した物品の納入を受くるとゆう關係は全く別々のものです。

受購者 納入の方面は普通の賣買でありますか。

講師　　そうです。私法関係であつて、公法関係ではありません。

受講者　わかりました。政府が其の工場を管理する関係のみが公法関係であります。

講師　　同じく事業主と國家との間の関係であつて、而も、或事業とゆう同一のものに關係するのですが其の區別はどこに在るのですか。殊に、管理とゆう言葉は私法關係についてよく用いられるでしょう。物の管理とゆうが如く、事務の管理とゆうが如く。

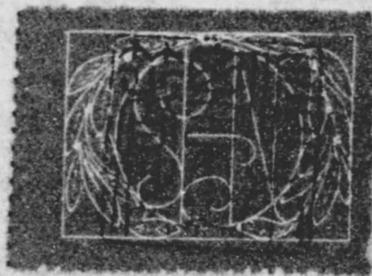
受講者　　……………

講師　　問題たる管理の場合の、事業主の國家に於ける地位を見て御覽なさい。

受講者　　其の場合、事業主は、國家の國家總動員とゆう國家作用を成立せしむべきものである、と考えられているのでありまして、其の生活は國家的生活であります。それ故に、法的に申せば公法關係であります。管理關係に於ける事業主の權利・義務は公法上の權利義務であります。

講師　　大によろしい。此の場合政府が管理を爲すことが公法上の權利であつて、私法上のものでないことは勿論で、何等問題でないが、問題としてとにかく考うべきは事業主の地位です。

(出版會承認)  
い340474號



昭和十八年十二月三十日第一刷印刷  
昭和十九年一月十日第一刷發行  
(三〇〇〇部)

憲法・行政法演習 第三卷

特別行爲 拾壹錢

稅相當額 拾壹錢

合計參圓七拾壹錢

(曾本兄弟製本)

著者 佐々木惣一

發行者 鈴木利貞

印刷者 山田三郎太

配給元 日本出版配給株式會社

發行所 株式會社 日本評論社

東京都京橋區京橋三丁目四番地  
出版協會員番號第一二二五〇號  
電話京橋(56)六一九一六一九四  
振替東京一六番



# 憲法・行政法演習 第一卷

定價二圓三〇錢  
送料一〇錢

法の解釋に關する豫備知識

一、法と社會生活の規範一般

- 一、法の特性
- 二、社會規範の一としての法規範
- 三、法規範が社會規範の一に過ぎざることの認識の必要と一種の法萬能論の誤謬

## 憲法演習

- 憲法上の大權事項と帝國議會
- 豫備費と追加豫算
- 司法裁判所と行政事
- 司法裁判所の法令審査權
- 國務大臣と内閣
- 帝國議會の組織
- 裁判請求權
- 議員の地位
- 選舉と選舉權
- 衆議院の解散
- 外國人の憲法上の地位
- 樞密顧問

- 議院の議事
- 行動の自由の制限
- 自由權とゆうもの
- 内閣の進退
- 帝國議會の會期の意味

## 行政法演習

- 市町村の事務と機關
- 市町村長選舉の瑕疵
- 地方長官の定むる罰則
- と沒收
- 公法上の財産權
- 行政官廳の裁量權限と行政裁判
- 官府と官吏
- 行政組織の體系
- 官廳の命令
- 公法と私法
- 行政官廳の命令
- 公法と私法
- 公法上の所有權に就て
- 公物に於ける私人の所有權
- 市町村の住民と公民
- 行政救濟一般
- 市町村行政の監督
- 退官者の地位
- 公法上の損害賠償

31P68

# 憲法・行政法演習 第二卷

定價 二圓三〇錢  
送料 一〇錢

法の解釋に關する豫備知識

—法の內容—

- 一、法の規定
- 二、人の法上の地位
- 三、法律關係及び其の社會的意味

## 憲法演習

- 議員の無責任を定むる帝國憲法の規定
- 法律の概念
- 國籍の取得
- 裁判官の地位
- 議員の逮捕
- 委任命令
- 帝國憲法と新領土
- 所
- 有權の制限
- 公務に就くこと
- 裁判所の構成と陪審員
- 内閣の更迭と後繼内閣の國務大臣の責任
- 行政組織の改正と豫算
- 議院の内

部の整理の諸規則  
國務大臣の副署  
國務大臣の輔弼と副署  
豫算の協贊と政府の同意

## 行政法演習

- 官吏の證書の義務
- 官吏の懲戒
- 公法上の行為能力
- 官吏と吏員
- 官吏の身分の保證
- 公權の特質
- 行政罰
- 代執行
- 法律行為と警察違反
- 土地收用に於ける事業の認定
- 市町村長と市町村會
- 行政處分の瑕疵一般
- 營造物の利用
- 會社營業契約約款の認可と約款違反の契約
- 公用制限
- 國家に依る私法人機關の選任



